

## 公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団地域スポーツ振興事業補助金交付要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、松山市における地域スポーツの普及及び振興を図るため、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団（以下「財団」という。）が設置するスポーツ団体振興協議会に加盟する地域スポーツ団体（以下「団体」という。）が行う地域スポーツ振興事業に対し、財団が予算の範囲内において、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助の対象となる地域スポーツ振興事業（以下「補助事業」という。）は、団体が地域住民を対象として行う次の各号に掲げる事業とする。

- (1) スポーツ指導者の養成及び研修
- (2) 講習会・研究会等の開催
- (3) 各種大会の開催
- (4) 体力テスト等の実施
- (5) 軽スポーツの実施

### (補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、補助事業の実施に必要な直接経費で、次の各号に掲げる経費とし、その基準は当該各号に定めるとおりとする。ただし、補助することが適当ではないと認める経費は、対象経費から除外する。

- (1) 報償費 講師・審判員等への謝金、参加賞等の購入
- (2) 需用費 消耗品費、印刷製本費
- (3) 役務費 通信運搬費、保険料
- (4) 使用料及び賃借料 会場借上料等
- (5) その他の経費 理事長が特に認めた経費

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、15万円と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、事業実施前に理事長に地域スポーツ振興事業補助金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ交付の可否を決定し、地域スポーツ振興事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(計画変更等の申請及び承認)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、申請に係る事項を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ地域スポーツ振興事業計画(変更・中止)承認申請書(第3号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。

2 理事長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、地域スポーツ振興事業計画(変更・中止)承認書(第4号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から1か月以内(ただし、年度末の場合は、翌年度の4月10日まで)に実績報告書(第5号様式)を理事長に提出しなければならない。

(審査及び交付)

第9条 理事長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書(第6号様式)を理事長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 理事長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受け、又は補助金の交付の目的以外に使用したときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金の経理)

第12条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

(委任)

第13条 この要領の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。